

第一種特定化学物質について

第一種特定化学物質は、難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への慢性毒性を有する化学物質であり、現在までに16物質が指定されている。

第一種特定化学物質については、製造又は輸入の許可、使用の制限、政令指定製品の輸入制限、物質指定等の際の回収等措置命令等が規定されている。

【第一種特定化学物質一覧】

物質名	指定日
1. ポリ塩化ビフェニル	昭和49年 6月 7日
2. ポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。)	昭和54年 8月14日
3. ヘキサクロロベンゼン	
4. アルドリン	昭和56年10月 2日
5. ディルドリン	
6. エンドリン	
7. DDT	
8. クロルデン類	昭和61年 9月17日
9. ビス(トリブチルスズ)オキシド	平成 元年12月27日
10. N, N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン、又はN, N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン	平成12年12月27日
11. 2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	
12. トキサフェン	平成14年 9月 4日
13. マイレックス	
14. ケルセン又はジコホル	平成16年 4月 1日
15. ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン	
16. 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジターシャリーブチルフェノール	平成19年10月31日

※別名で表記している。

第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について

第一種特定化学物質	製 品
1. ポリ塩化ビフェニル	<ul style="list-style-type: none"> 一 潤滑油、切削油及び作動油 二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料 三 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙 四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー 六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ
2. ポリ塩化ナフタレン（塩素数が三以上のものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> 一 潤滑油及び切削油 二 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 三 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）
3. アルドリン及びDDT	<ul style="list-style-type: none"> 一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）
4. ディルドリン	<ul style="list-style-type: none"> 一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。） 三 羊毛（脂付き羊毛を除く。）
5. クロルデン類	<ul style="list-style-type: none"> 一 木材用の防腐剤及び防虫剤 二 木材用の接着剤 三 塗料（防腐用又は防虫用のものに限る。） 四 防腐木材及び防虫木材 五 防腐合板及び防虫合板
6. ビス（トリブチルスズ）=オキシド	<ul style="list-style-type: none"> 一 防腐剤及びかび防止剤 二 塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。）及び印刷用インキ 三 漁網
7. N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	<ul style="list-style-type: none"> 一 ゴム老化防止剤 二 スチレンブタジエンゴム

8. 2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	<ul style="list-style-type: none"> 一 酸化防止剤その他の調製添加剤（潤滑油用又は燃料油用のものに限る。） 二 潤滑油
9. マイレックス	木材用の防虫剤
10. 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジターシャリーブチルフェノール	<ul style="list-style-type: none"> 一 化粧板 二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料 三 塗料及び印刷用インキ 四 ヘルメット 五 ラジエータグリルその他の自動車部品（金属製のものを除く。） 六 照明用カバー 七 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム 八 防臭剤 九 ワックス 十 サーフボード 十一 インキリボン 十二 印画紙 十三 ボタン 十四 管、浴槽その他のプラスチック製品（成形したのものに限る。）

※別名で表記している。